

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
 - 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 一
 - 福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則 二
 - 福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 七
 - 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 八
 - 福島県企業局
 - 福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程 九
 - 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 九
 - 福島海区漁業調整委員会 一〇
 - 福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程 一〇
 - 福島県内水面漁場管理委員会 一〇
 - 福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程 一〇

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則、福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第七十五号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改

正する。

第五号の二様式その一（第一片）（裏）、その二（裏）、その三（裏）、その四（裏）、その四の二（第一片）（裏）、その四の三（裏）、その四の四（裏）、その四の五（裏）、その五（裏）及び第六号様式その四（裏）中「前年に」を削り、「の規定により告示された割合」とし、「に規定する平均貸付割合」とし、「特別基準割合」とし、「延滞金特別基準割合」とし、「（以下「特別基準割合適用年」という。）」とし、「当該特別基準割合適用年」とし、「その年」とし、「特別基準割合」とし、「延滞金特別基準割合」とし、「改める」。

第二十一号の三様式その一中「及び第4項」を「から第5項まで」に改める。

第八十号様式、第八十一号様式、第八十二号様式、第八十三号様式及び第九十二号様式（裏）中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」とし、「割合」とし、「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

第五十二号の三様式（裏）中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」とし、「（以下「特別基準割合適用年」という。）」の次に「中」を、「割合」とし、「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

第五二十五号の六様式（中）「以後」を「から令和2年12月31日まで」に改め、「前年に」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の」とし、「を」を「超える」とし、「に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える）」に改め、「割合」とし、「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3

パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則第五号の様式その一(第二片) (裏)、その二(裏)、その三(裏)、その四(裏)、その四の二(第一片) (裏)、その四の三(裏)、その四の四(裏)、その四の五(裏)、その五(裏)、第六号様式その四(裏)、第八十号様式、第八十一号様式、第八十二号様式、第八十三号様式、第九十二号様式(裏)、第九十二号の三様式(裏)及び第九十二号の六様式による納税通知書等は、当分の間、改正後の福島県税条例施行規則第五号の様式その一(第二片) (裏)、その二(裏)、その三(裏)、その四(裏)、その四の二(第一片) (裏)、その四の三(裏)、その四の四(裏)、その四の五(裏)、その四の五(裏)、第六号様式その四(裏)、第八十号様式、第八十一号様式、第八十二号様式、第八十三号様式、第九十二号様式(裏)、第九十二号の三様式(裏)及び第九十二号の六様式による納税通知書等とみなす。
(税 務 課)

福島県規則第七十六号

福島県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

福島県栄養士法施行細則(昭和三十三年福島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表を次のように改める。

政令第三条第一項の規定による栄養士名簿の訂正の申請又は第五条第一項の規定による栄養士免許証の書換え交付の申請	栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書(第二号様式)
政令第四条第一項及び第三項の規定(栄養士に係るものに限る。)による栄養士名簿の登録の抹消の申請	栄養士名簿登録抹消申請書(第三号様式)
政令第六条第一項の規定による栄養士免許証の再交付の申請	栄養士免許証再交付申請書(第四号様式)

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

収入証紙

栄養士免許申請書

年 月 日

福島県知事

申請者	本籍地都道府県名 (日本国籍を有しない者 にあつては国籍)	性別	男
			女
住 所			
ふりがな			
氏 名	(戸籍上の文字で記入すること)		
生年月日	年 月 日		
電話番号			

下記により、栄養士免許を申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有 ・ 無
(有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日_____)
- 2 栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有 ・ 無
(有の場合、違反の事実及び年月日_____)
- 3 旧姓又は通称名併記の希望の有無 有 ・ 無
(有の場合、旧姓の氏名又は通称名_____)

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者であることを証する書類。
- (2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(本籍が記載され、かつ、個人番号の記載のないものに限る。)。ただし、免許証の氏名に旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、必ず氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は併記を希望する旧姓又は通称名が併記された住民票の写し。
- (3) 中長期在留者及び特別永住者は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載された住民票の写し(個人番号の記載のないものに限る。))。
- (4) 中長期在留者は、旅券その他の身分を証する書類の写し。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

登録番号

再交付との同時申請

第2号様式（第1条関係）

収入証紙
(免許証書換え交付のみ納入)

栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請書

年 月 日

福 島 県 知 事

申請者	住 所			
	ふりがな			生年月日
	氏 名			年 月 日
		(戸籍上の文字で記入すること)		
	電話番号			
登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日

下記により、栄養士名簿訂正・免許証の書換え交付を申請します。

記

1 変更が生じた年月日及びその理由

変更年月日 及び理由	
---------------	--

2 登録事項

	変更前	変更後
本籍地都道府県名 (国籍)		
ふりがな		
氏 名		
旧姓の氏名 又は通称名	(併記されている場合のみ記入)	(併記を希望する場合のみ記入)
旧姓等併記の希望		有 ・ 無
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 名簿訂正の申請をするには、戸籍謄本若しくは戸籍抄本。
中長期在留者及び特別永住者は、国籍、氏名、生年月日及び性別が記載された住民票の写し（個人番号の記載のないものに限る。）並びに申請の原因となった事実を証する書類。
- (2) 名簿訂正の申請期限(変更を生じた日から30日)を過ぎている場合は、遅延理由書。
- (3) 書換え交付の申請をするには、栄養士免許証。
- (4) 免許証の氏名に旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、必ず氏名の変更経過が確認できる戸籍謄本若しくは戸籍抄本、又は、併記を希望する旧姓又は通称名が併記された住民票の写し。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第3号様式（第1条関係）

栄養士名簿登録抹消申請書

年 月 日

福 島 県 知 事

申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	
栄養士名簿に登録されている者との続柄	

下記により、栄養士名簿登録の抹消を申請します。

記

1 抹消される者

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
本籍地都道府県名 (日本国籍を有しない 者にあつては国籍)	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 抹消理由

死亡 ・ 失踪 ・ その他

3 抹消理由の生じた年月日

年 月 日

備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 栄養士免許証。ただし、亡失の場合は、それを証する書類。
- (2) 死亡又は失踪による場合は、死亡又は失踪宣告を受けたことを証する書類。
- (3) 死亡又は失踪以外の理由による場合は、その理由を記載した書類。
- (4) 提出期限（変更を生じた日から30日）を過ぎている場合は、遅延理由書。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

書換え交付との同時申請

第4号様式（第1条関係）

収入証紙

栄養士免許証再交付申請書

年 月 日

福 島 県 知 事

申請者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	(戸籍上の文字で記入すること)
	電話番号	

下記により、栄養士免許証の再交付を申請します。

記

- 再交付申請の理由 破った ・ 汚した ・ 失った
- 免許証記載事項等

登録番号	第 号	登録年月日	年 月 日
本籍地都道府県名 (国籍)			
ふりがな			
氏 名	(戸籍上の文字で記入すること)		
旧姓の氏名 又は通称名	(汚損又は紛失した免許証に、旧姓又は通称名が併記されていた場合のみ記入)		
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女

備考

- 破った又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。
- 次に掲げる場合は、「栄養士免許証書換え交付申請」を併せて行うこと。なお、この場合、双方の申請書の右上部「同時申請」欄に○をつけること。
 - 免許証に旧姓又は通称名が併記されていない場合であって、再交付申請において新たに旧姓又は通称名の併記を希望するとき。
 - 免許証に旧姓又は通称名が併記されているが、再交付申請において、削除又は異なる旧姓若しくは通称名の併記を希望するとき。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第五号様式を削る。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(健康づくり推進課)

福島県規則第七十七号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則(昭和六十一年福島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に、次の四条を加える。

(管理者の設置が不要な広告物等)

第十二条の二 条例第十四条の二第二項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 はり紙
 - 二 はり札等
 - 三 立看板等
 - 四 広告旗
 - 五 広告幕
 - 六 気球利用広告物
 - 七 自動車又は電車に表示する広告物
 - 八 建物の外壁面に表示する広告物
 - 九 条例第六条第一項に規定する広告物等
 - 十 条例第六条第二項に規定する広告物等
- (有資格者が管理する広告物等)
- 第十二条の三 条例第十四条の二第二項の規則で定める広告物等は、地上から広告物等の上端までの距離が四メートルを超えるものとする。
- (有資格者)

第十二条の四 条例第十四条の二第二項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士
- 二 条例第二十五条第一項第四号に規定する者
- 三 知事が認める団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了した者
- 四 前各号に掲げる者のほか知事が適当と認める者

(点検)

第十二条の五 点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、基礎部及び上部構造のぐらつき、支持部及び取付部の腐食又は変形、広告板の腐食、破損又は変形、照明装置の破損その他知事が別に定める項目について行うものとする。

- 2 第十二条の二の規定は、条例第十四条の三第一項ただし書の規則で定める広告物等について準用する。
 - 3 第十二条の三の規定は、条例第十四条の三第二項の規則で定める広告物等について準用する。
 - 4 前条の規定は、条例第十四条の三第二項の規則で定める者について準用する。
- 第十七条第二項第一号中「(昭和二十五年法律第二百二号)」を削る。

様式第三号中

表示内容	年 月 日	年 月 日
表示(設置)	年 月 日	年 月 日

に改め、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4中「すること。」

の次に「なお、地上から広告物等の上端までの距離が4mを超える広告物等に係る点検者については、点検者の資格の欄に掲げる1、2、3又は8のいずれかの資格を有する必要がある(福島県屋外広告物条例施行規則第12条の4第4号に該当する者については、この限りでない。)」を加え、同様式注4を同様式注5とし、同様式注3を同様式注4とし、同様式注2を同様式注3とし、同様式注1の次に次のように加える。

2 表示又は設置年月日の欄は、広告物等が表示又は設置された年月日(不明の場合は当初の許可年月日)を記入すること。

様式第十号中

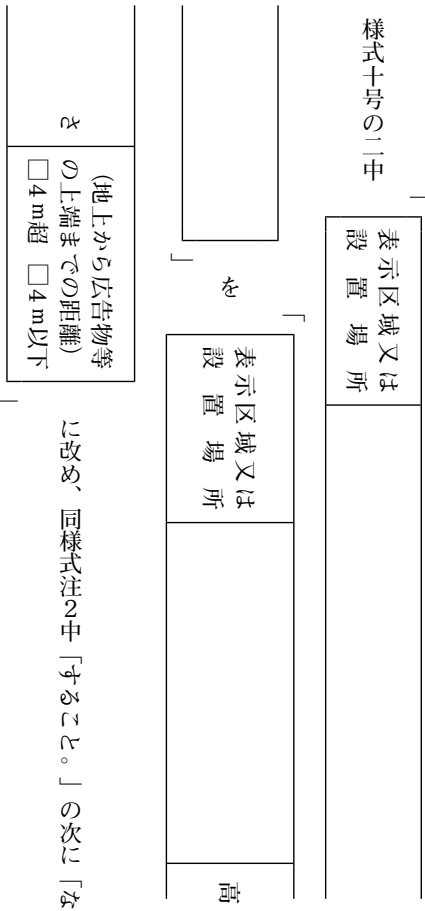
表示区域又は設置場所	表示区域又は設置場所	表示区域又は設置場所
表示区域又は設置場所	表示区域又は設置場所	表示区域又は設置場所

に改め、同様式注2を同様式注3とし、同様式注1

(地上から広告物等の上端までの距離)
□4m超 □4m以下

中「すること。」の次に「なお、地上から広告物等の上端までの距離が4m超の場合、条例第14条の2第2項に定める資格を記入し、資格を証明する書類の写しを添付すること。」を加え、同様注1を同様注2の次にこのように加える。

1 届出の対象となる広告物等が複数ある場合であつて、いずれか一つでも地上から広告物等の上端までの距離が4mを超える場合は高さ4m超として届け出ること。



お、地上から広告物等の上端までの距離が4m超の場合、条例第14条の2第2項に定める資格を記入し、資格を証明する書類の写しを添付すること。」を加える。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第十二条の次に四条を加える改正規定(第十二条の三、第十二条の四、第十二条の五第三項及び第四項に係る部分に限る。)及び第十七条第二項第一号の改正規定並びに様式第三号の改正規定(同様式注4中「すること。」の次に「なお、地上から広告物等の上端までの距離が4mを超える広告物等に係る点検者については、点検者の資格の欄に掲げる1、2、3又は8のいずれかの資格を有する必要がある(福島県屋外広告物条例施行規則第12条の4第4号に該当する者についてはこの限りでない。))」を加える部分に限る。)を、様式第十号及び様式第十号の二の改正規定については、令和四年七月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県規則第七十八号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十三年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社第四銀行の項中「株式会社第四銀行」を「株式会社第四北越銀行」

に改める。

別表第三の六の項を次のように改める。

六 株式会社第四北越銀行

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(出納総務課)

福島県企業局

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（特定退職者に関する暫定措置）

- 11 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第8条の10第2項の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第3項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

（経営・販売課）

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第6号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第194条の見出しを「一般競争入札の公告」に改め、同条第1項中「とするときは、法令に別段の定めがある場合を除くほか、その」を「とする場合においては、別に定める場合を除き、」に改め、「入札期日」の次に「（電子入札（所要の事項を入札者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させること（以下「電子入札記録」という。）により行う入札をいう。以下同じ。）にあつては、入札期間の末日）」を加え、同条第2項中第8号を第9号とし、第4号から第7号を1号ずつ繰り下げ、第3号中「入札執行」の次に「及び開札」を、「日時」の次に「（電子入札にあつては、電子入札記録をすることのできる期間並びに開札の場所及び日時）」を加え、同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子入札又は郵便のみによる入札を行おうとするときは、その旨

第195条の見出しを「一般競争入札参加者の資格の確認」に改め、同条第1項中「行なおう」を「行おう」に、「証する」を「証明する」に改め、「徴し」の次に「（電子入札にあつては、契約権者が定める事項を入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ）」を加える。

第205条の見出しを「入札の手続」に改め、同条中「公告において」を「公告に」に、「これを」を「これの」に改め、「提出」の次に「（電子入札にあつては、同項の規定による公告に示した期間内に一件ごとに契約権者が定める事項を入札者の使用に係る電子計算機から入力させ、当該電子計算機と電気通信回線で接続した契約権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録）を」を、「入札者（」の次に「電子入札又は」を加え、「証する」を「証明する」に改める。

第206条の見出しを「郵便による入札の開札」に改め、同条中「開札は」を「郵便による入札の開札は」に改める。

第214条第2項中「通知し」の次に「、又は同項各号に規定する事項を契約権者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信回線で接続した当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し」を加える。

第218条第1項中「徴さなければ」を「徴し、又はなるべく2人以上の者に契約権者

が定める事項を当該者の使用に係る電子計算機から入力し、当該電子計算機と電気通信ネットワーク及び当該電子計算機に記録されたデータ及び当該電子計算機に記録されているものを加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経 営 ・ 販 売 課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第四号

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年十二月二十二日

福島海区漁業調整委員会
会長 新 妻 芳 弘

福島海区漁業調整委員会運営規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会運営規程（昭和三十五年福島海区漁業調整委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第一百一条」を「第百四十五条」に、第十一条第二項中「別に公示する場合を除くほかいわき市平字梅本十五番地福島県水産事務所において一般の縦覧に供するものとする」を「福島海区漁業調整委員会のウェブサイトで公表する」に改める。

附 則

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第五号

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和二年十二月二十二日

福島県内水面漁業管理委員会
会長 佐 川 泉

福島県内水面漁場管理委員会運営規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会運営規程（昭和五十九年福島県内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「漁業法第百三十二条で準用する漁業法第百一条」を「漁業法第百七十三条で準用する第百四十五条」に、第十一条第二項中「別に公示する場合を除くほか福島県農林水産部水産課において一般の縦覧に供するものとする」を「福島県内水面漁場管理委員会のウェブサイトで公表する」に改める。

附 則

この規程は、令和二年十二月一日から施行する。